

意見提出者	社団法人全国地方銀行協会
1. 項目	金融機関における労働保険料の申告書受付と回付事務
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>金融機関では、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則により、毎年度の初回の保険料収納時に、併せて労働保険料の申告書を受付け、各地労働局に回付する事務を取扱っている。</p> <p>こうした回付事務は、他省庁の申告手続きでは例がなく、金融機関にとっても特殊かつ負担が大きい事務となっている。</p> <p>これまで、厚生労働省においては、国民の利便性向上の観点から、電子申告・電子納付の推進が行われている。しかしながら、事業主は金融機関窓口に出向く負担があるにもかかわらず、労働保険料の申告・納付が一度に済む金融機関窓口を選択する傾向にある。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第38条第2項
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>電子申告・電子納付の推進の観点から、労働保険料について、ペイジー「ダイレクト方式」による電子納付を早期に実施し、労働保険加入者である事業主に対して、電子申告と電子納付の利用を積極的に働きかけるとともに、金融機関における労働保険料の申告書の受付と回付事務を廃止し、事業主が電子申告あるいは各地労働局などに直接申告する本来の取扱いに変更する。</p>